

茨木市高齢者食の自立支援サービス事業実施要綱

茨木市高齢者食の自立支援サービス事業実施要綱（平成11年4月1日実施）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、栄養改善が必要な高齢者等に対し、「食」の自立の観点から十分なアセスメント（影響評価のことをいう。第6において同じ。）を行った上で、配食サービス（定期的に居宅を訪問して栄養のバランスの取れた食事を提供することをいう。以下同じ。）等の「食」に関わるサービスを計画的、かつ、有機的に連携して提供する高齢者食の自立支援サービス事業を実施することにより、在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう支援し、もって在宅高齢者等の保健福祉の向上に資することを目的とする。

（事業内容）

第2 高齢者食の自立支援サービス事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める事業内容とする。

- (1) 食関連サービスの利用調整事業 配食サービス事業の対象者（以下「対象者」という。）の心身の状況、その置かれている環境、対象者及びその家族等の希望の情報を収集し、分析するとともに、地域の実情に応じ、配食サービス等のほか地域住民が主体となった活動などのインフォーマルサービス（非公式的な援助のことをいう。）も含めた社会資源の状況を勘案して、「食」の自立の観点から、食関連サービスの利用調整を行う事業及び定期的に配食サービス等の実施状況、対象者の状態等を確認し、必要に応じ、配食サービス等の再調整を行う事業
- (2) 配食サービス事業 栄養改善が必要な高齢者等に対して、配食サービス及び当該利用者の安否確認等を行う事業

（実施方法）

第3 配食サービス事業は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターを営む社会福祉法人等（次項において「サービス業者」という。）に委託して実施する。

2 サービス業者は、利用者の居宅に食事を直接届ける方法により実施するものとする。

（対象者）

第4 配食サービス事業の対象者は、申請日において本市に居住し、かつ、住民基本

台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民票に記載されている者で、おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、食事の調理が困難なものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、前項に定める者以外のものを対象者とすることができる。

（利用の承認）

第5 配食サービス事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、市長の承認を受けなければならない。

（アセスメントの実施）

第6 利用者は、食関連サービスの利用調整事業において、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に規定する介護支援専門員又は同法第115条の45第1項に規定する地域包括支援センターの職員のアセスメントを受けなければならない。

（利用承認の申請）

第7 配食サービス事業の利用の承認を受けようとする者は、茨木市配食サービス事業利用承認申請書（様式第1号。次項において「申請書」という。）に当該申請者が属する世帯の生計中心者の当該年度（4月1日から6月30日までに申請する場合にあっては、前年度）の市町村民税（特別区民税を含む。）の課税状況についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書、生活保護適用に関する証明書又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付に関する証明書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

（利用承認の決定）

第8 市長は、第7第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、利用承認の可否及び次の表に定める世帯の状況に応じ、当該利用者区分を決定し、申請者に対し茨木市配食サービス事業利用承認（不承認）通知書（様式第2号）により通知する。

世帯の状況	利用者区分
生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付世帯 生計中心者が当該年度市町村民税非課税の世帯	A

(利用回数)

第9 配食サービスの利用回数は、1週間につき2回までとする。ただし、市が低栄養と認めた場合については、1週間につき3回まで利用できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、利用回数を増やすことができる。

(届出義務)

第10 利用者は、第4に規定する対象者の要件のいずれかを満たさなくなったときは、速やかに茨木市配食サービス事業利用取消届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(利用承認の取消し等)

第11 市長は、第10の届出があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用者に対し、利用条件を変更し、又は利用承認を取り消すことができる。

(1) 利用者がこの要綱に違反したとき。

(2) 利用者が虚偽の申請その他不正な手段により利用承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用条件を変更し、又は利用承認を取り消したとき(第10の規定による届出を除く。)は、利用者に対し、茨木市配食サービス事業利用承認(変更)取消通知書(様式第4号)により通知する。

3 市長は、第1項の規定による利用条件の変更又は利用承認の取消しにより、利用決定者に損害が生じてもその責めを負わない。

(利用料の負担)

第12 利用者は、当該配食サービス事業に係る経費のうち、食材料費及び調理費に相当する額の費用(次項において「サービス利用料」という。)を負担しなければならない。

2 第8の表のうち利用者区分Aに該当する者の1食当たりのサービス利用料の額は、前項に定めるサービス利用料の1食当たりの額から100円を差し引いた額とする。

3 利用者は、サービス利用料を直接サービス業者に支払うものとする。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市高齢者食の自立支援サービス事業実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の利用承認の申請に係る高齢者食の自立支援サービス事業の実施について適用し、同日前の利用承認の申請に係る高齢者食の自立支援サービス事業の実施については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年9月18日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市高齢者食の自立支援サービス事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年6月15日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市高齢者食の自立支援サービス事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市高齢者食の自立支援サービス事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。